

## 第8回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

1 日時：令和3年7月19日（月）10時00分～12時00分

2 場所：オンライン会議

3 出席者

委員：西原座長、伊東副座長、石井委員、井上委員、加藤委員、神吉委員、黒崎委員、田尻委員、野田委員、村田委員、工藤委員、仙田委員、石坂委員、新居委員

文化庁：柳澤国語課長、竹下国語課専門官、増田日本語教育調査官、藤田計画普及係長

4 概要

日本語教育機関の類型化に関して、加藤委員、工藤委員、仙田委員より、類型「就労」の現状について資料に基づき事例の紹介があった後、事務局より検討状況について報告がなされた。続いて、日本教育機関の支援及び前回会議までの議論を踏まえて修正がなされた報告書案について事務局から説明があった後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

### 類型「就労」の日本語教育の現状について

本会議における類型「就労」の取扱いについて、事務局より報告があった。概要は以下のとおり。

類型「就労」は、「留学」「生活」と比較して非常に実態が多様であり、その把握や産業界の意見等も踏まえた上で議論することが求められるため、関係省庁と引き続き調整を行い、方向性を検討する必要がある。一方、今後日本語教育機関が様々な分野でその役割を果たしていく上で、類型の一つとして類型「就労」を設けていくということは非常に重要であり、本会議としては、「留学」「就労」「生活」の3類型まで可能性を広げることを御提言いただき、審査項目等の詳細を検討する段階になったら、類型化の対象等のある程度定めた上で、しかるべき有識者の方々等に意見を伺って制度を構築するという場をこの会議とは別途設けることを想定している。

その後の意見交換の概要は以下のとおり。

「就労」に関する面において、どのような指標で日本語教育の効果を測っているのか。

加藤委員より、高度人材の事例に関しては、対象者は将来的に海外の支社で勤務することが想定される人材であるものの、その前に日本語教育を行うことで、彼らが日本語で日本文化や日本人、日本社会について理解を深めることが目的であるため、評価に関しては日本国内の本社の所属長による感覚的なものになること。また技能実習生の事例に関しては、日本語教育による良好な人間関係の構築や業務の理解度の深化により、企業が技能実習生の受入れを存続していくという事実は一つの指標になるものの、二つの事例のいずれも数値化された根拠とは言えない旨、回答があった。

仙田委員より、事例として挙げた企業では、日本語コースの修了後に昇級試験として、技能と仕事に必要な日本語の試験を行っており、試験では、今までできなかった技能がどの程度できるようになったか、指示書を読めるようになったか、日本人と一緒に働くことができるようになったか、などの項目について点数化し、評価を行っている旨、回答があった。

工藤委員より、日本語力向上による業務の習熟度及び就業意欲の高まりは、人事と上長の評価によって測られていること、また日本語教育と同時に受入側の日本人の理解が非常に重要であるため、日本人社員に対する受入研修も重視している旨、回答があった。

受入企業側の理解は非常に重要であるため、その面を含めた包括的な受入れの体制について政策として考えていくということを議論の中心にしていきたい。

「就労」については、社会的にも非常に注目度が高い。「就労」の面での日本語教育の関わり方についてはきちんと方向性を出すべき。在留資格全体と日本語教育の関係性について、整理する必要がある。

「就労」の現場においては形式的には日本語教育が行われているものの、生活に必要な日本語と就労に必要な日本語が混同されており、本来就労のために必要な日本語能力を向上させるための教育が専門家によって行われていないという問題がある。

現在の日本において、多くの就労現場は技能実習生によって支えられている。日本語教師が現場に入って、企業のニーズと現場で起きるコミュニケーションのリスク、そこで必要とされる適切なカリキュラムを把握し、技能実習生の能力を上げるような活動を展開していくべき。

企業側としても、質が担保された日本語教育機関に日本語教育を依頼したいと思うのは当然。報告書案の類型化の目的のうち、「学習者が必要とする学習機会を適切に選択でき

るように」という文言に加え、「就労」に関して、「企業や事業主側が日本語教育を適切に実施していけるように」と追記しても良いのではないか。

認定された機関に公認日本語教師を配置していくことは重要だが、企業側のニーズを把握した上でカリキュラムを構築したり、あるいは受入側の日本人の意識を変えるための働きかけをしていくという意味では、コーディネーターとしての役割が非常に重要。これは公認日本語教師として資格を取った初任レベルの者が担う役割としては荷が重く、公認日本語教師に加えてコーディネーターをきちんと配置するということが重要になるのではないか。

先ほど説明のあった事例においては、どの程度の経験・知識を持った者がコーディネーターとしての役割を果たしているのか。

加藤委員より、10年～20年程度の十分な経験を有する者を配置している旨、回答があった。

工藤委員より、10年～20年程度の経験年数と併せて統括力やバランス、柔軟性も有している者を配置しており、企業の就労研修の場合、企業が受講者にどこまでのレベルを求めるといったニーズを把握し、それを実現させていく能力、コントロールする能力を要するが、現状ではそれができる日本語教師が不足しているため、コーディネーターを増やしていく必要がある旨、回答があった。

仙田委員より、今回提示した事例のコーディネーターは、10年程度の経験を有し、地域日本語教育コーディネーターを兼務している者であり、能力としては企業のニーズを汲み取った上で、それをカリキュラムや教材にどのように反映させていくかという企業との折衝・調整ができることを重視している旨、回答があった。

現在文化庁は、生活者としての外国人や留学生に対する日本語教育コーディネーター研修を委託により実施しているが、これらに加えて就労者のための日本語教育コーディネーター研修等にも範囲を広げていくべき。

#### **日本教育機関への支援について**

資料2のタイトルは、「認定日本語教育機関への支援について」とされているが、「日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方」が検討事項とされている日本語教育推進法の趣旨を考えた場合、この書きぶりではあくまで認定を受けた日本語教育機関への支援という限定的な意味合いに取られてしまうことが懸念される。

日本語教育機関で働く教師に対する支援、学習者に対する支援、機関に対する支援の三つがバランスよく支援されるべき。教師に対する支援として、研修機会の確保は非常に重要なことだが、日本語教育機関が一番求めているのは、経済的な支援。研修の機会が与えられたとしても、仕事を休んで研修を受講するといことは現実として難しい。公認日本語教師になれば給与の保証がされるなど、インセンティブとなるものが求められるのではないか。

研修の機会があっても現実的になかなか受けられないという課題は認識している。それを踏まえて今回の報告書案では、これは機関として雇用している教師が適切に研修を受けられる環境を整えるべきという観点から、認定における審査項目の一つとして教員研修という項目を記載している旨、事務局より回答があった。

日本語教育機関の評価を行い、そこで適当とされた機関に対して支援を行うという考えかと思われるが、現状約 800 機関存在する告示校の中には、在籍している学生の規模が 100 人から 100 数十人程度の規模の機関が多い。中小・零細企業において、第三者評価の受審に係る費用負担は大きいことから、経済的な支援も含めた広く全体的な支援を考えるべき。

第三者評価に関しては、全体としての質を向上させるための手段として想定しており、本来、そこに対して国として支援を行うことが適切かという点については検討が必要。ただし、第三者評価の制度が始まるまでの段階で、実証研究のような形で、効率的な第三者評価の実施方法について検討を行う場合に、該当する教育機関に対して支援を行うなど、支援の在り方はいくつか考えられるため、国として支援が行える範囲を踏まえて検討していく旨、事務局より回答があった。

類型「生活」の領域においては、自治体が認定を取得するために体制整備が行われることが必要であるが、同時に認定を取得したことによる国からの財政支援が重要。「生活」という領域において、各地域で日本語教育の体制が整備された後、それを持続化するためには、国から自治体に対しての継続的な財政支援が必須。

現状、日本語教師を対象とした研修だけでなく、教材も不足している。特に新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン教材の需要が高まっているため、今後を見据えて教材開発に関しても国からの支援がなされるべき。

本会議での議論の範囲とは少し異なるが、学生が来ない日本語学校の支援又は資金的な援助についても文化庁国語課を中心に検討できないか。

### **報告案について**

類型と申請主体の部分に関して、大学の附属・別科等に類する日本語教育機関は今後文部科学省との調整を行うということになっているため、その点についても追記いただきたい。現状の記載では、類型「留学」の対象は法務省告示校のみという印象を受ける。

現在の法務省告示校では、出入国在留管理庁等へ提出する書類の作成に係る事務が大きな負担となっている。支援とは必ずしも財政的なものだけではない。出入国在留管理庁等への提出資料の負担軽減という支援も考え得る。

6月15日に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の文言の中には、「支援等について検討を進め、必要な措置を講ずる」とあるが、現状の本協力者会議の報告書案では、「検討が必要」という記載に留まっている。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に倣い、「検討を進め、必要な措置を講ずる」という文言を追加すべき。